

第二次霧島市環境基本計画 素 案

平成 30 年 3 月



第二次霧島市環境基本計画 目次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の対象範囲	4
第2章 霧島市の目指す環境像	5
1 霧島市の目指す環境像	6
2 計画の体系	7
第3章 施策の展開	9
1 人と自然が共生するまち	10
1-1 山・川・海をまもる	10
1-2 様々な生物と暮らすまち	12
1-3 自然・身近な緑とのふれあい	14
2 低炭素・循環型のまち	16
2-1 エネルギーの有効利用	16
2-2 低炭素なまちづくり	18
2-3 ごみの減量化・資源化	20
2-4 ごみの適正な排出・処理	22
3 快適で良好な生活環境のまち	24
3-1 空気がきれいなまち	24
3-2 水がきれいなまち	26
3-3 快適な音環境	28
3-4 美しいまち並み	30
4 みんなが環境保全に取り組むまち	32
4-1 環境を考える	32
4-2 環境をまもる	34
第4章 重点施策	37
重点施策1 低炭素なライフ・ビジネススタイルの推進	38
重点施策2 ごみの減量化・資源化の推進	40
重点施策3 環境保全に取り組む人づくり	42

第5章 環境配慮指針	45
1 事業別環境配慮指針	46
2 地域別環境配慮指針	51
第6章 計画の推進	69
1 計画の推進体制	70
2 計画の進行管理	71

第 1 章 計画の基本事項

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象範囲

1 計画策定の背景と目的

いま、私たちの生活は、経済発展や技術発展により快適で大変便利になりました。その一方で大気汚染や水質汚濁などの公害問題から、地球温暖化をはじめとする地球環境問題に至るまで、様々な環境問題が生じてきました。

このような環境問題を解決していくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの地域社会の一員として互いに連携・協働し、自ら環境の保全と創造に取り組むとともに長期的な視点で対策を考えていかなければなりません。

本市では、「良好な環境」を「将来の世代に引き継いでいく」ため、市民・事業者・行政がどのように守り育てていくのか、その考え方と取組をまとめ、また、環境の保全及び形成に対して、目指すべき目標や施策の方向性などを示すため、平成 18 年 9 月に制定された「霧島市環境基本条例」第 9 条に基づき、平成 20 年 3 月に、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間の計画期間として、第一次霧島市総合計画に即した環境面でのまちづくりをめざし『霧島市環境基本計画』（以下、『一次計画』という）を策定しました。

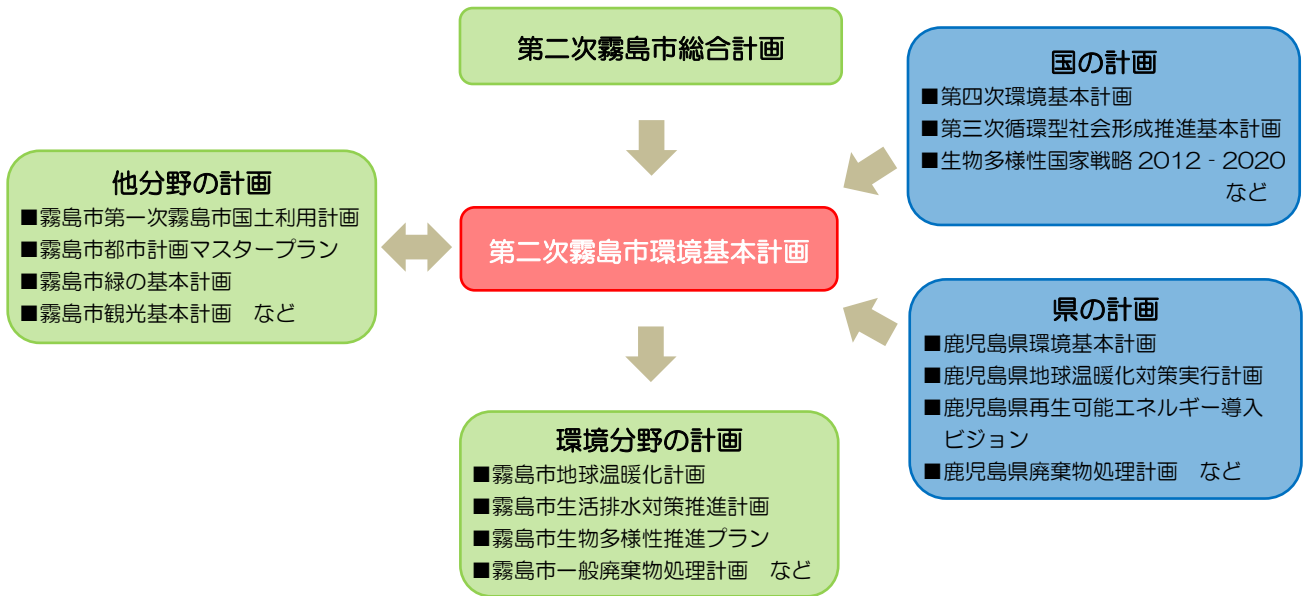
また、計画策定から 5 年後に当たる平成 24 年度に、当時における本市を取り巻く環境や社会情勢の変化、科学技術の進展等を踏まえた計画内容の時点修正（中間見直し）を行いました。

これまで、この『一次計画』のもと、本市の目指すべき環境像の実現に向けて、環境に関する各種施策や、市民・市民団体・事業者等による様々な取組を実施してまいりました。

現行の『一次計画』が、平成 29 年度で終了することを踏まえ、近年の本市を取り巻く情勢に応じた取組、そして著しく変化を見せる地球環境への対策をこれまで以上に総合的かつ計画的に進めるため『一次計画』を継承することを基本とし『第二次霧島市環境基本計画』（以下、『二次計画』という）を策定します。

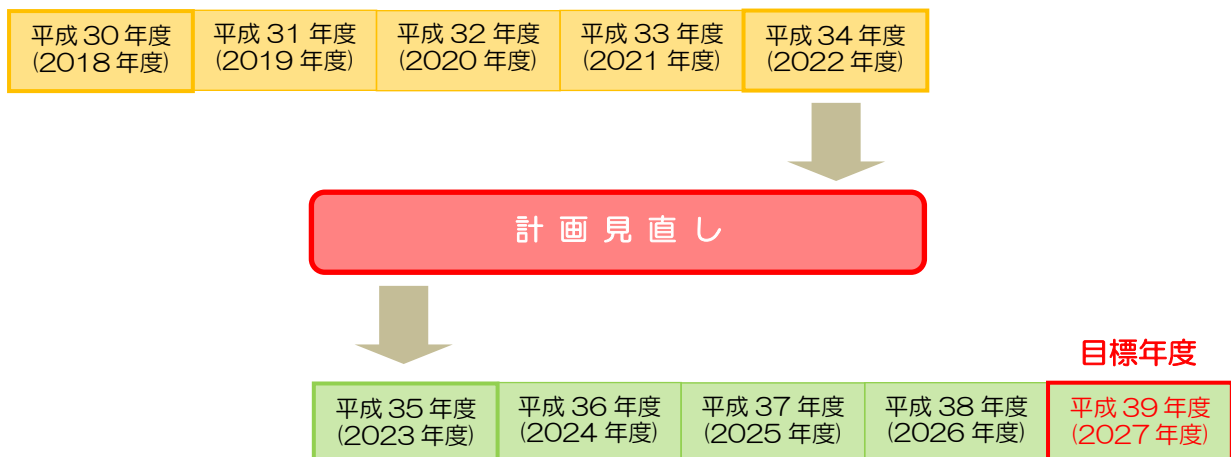
2 計画の位置づけ

本計画は、霧島市における環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画で、国・県の法律・条例及び関連計画並びに市の最上位計画である「霧島市総合計画」をはじめとして、市が策定している他の構想・計画・指針等と整合性を図っています。



3 計画の期間

『二次計画』の期間は、『一次計画』と同様、「第二次霧島市総合計画」との整合を図り、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とします。なお、時点修正のため5年後の平成34年度（2022年度）に見直しを行うとともに、大幅な社

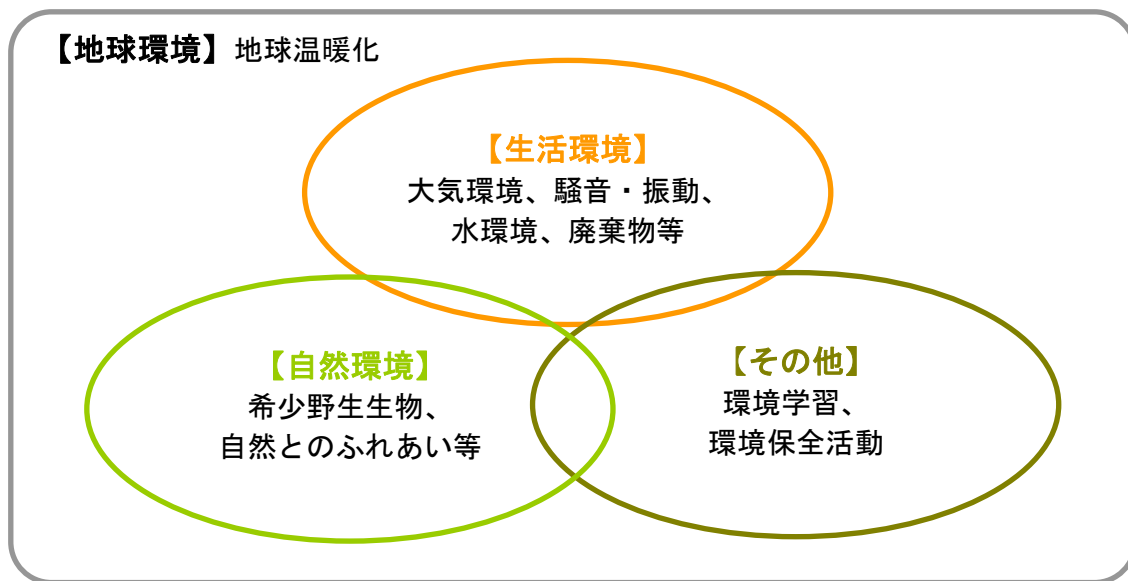


会情勢の変化等、必要に応じ随時見直しを行います。

4 計画の対象範囲

『二次計画』の対象地域は霧島市全域とします。環境要素の対象範囲は、身近な生活環境の環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

● 計画の対象範囲 ●



霧島市環境基本条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び形成について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（環境基本計画）

第9条 市長は、環境の保全及び形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び形成に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び形成に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境の保全及び形成に関する施策の基本的な方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び形成に関する重要事項

第2章 霧島市の目指す環境像

- 1 霧島市の目指す環境像
- 2 計画の体系

1 霧島市の目指す環境像

本市の目指す環境像は、『一次計画』で掲げられた環境像を受け継ぎ、次のとおりとします。

人と環境が共生するまち 霧島（案）

～ 豊かな自然と住みよい環境を次世代へ ～

『一次計画』では、「第一次霧島市総合計画」に掲げられる「まちの将来像」と、「霧島市環境基本条例」の「前文」に掲げられる基本的考え方を踏まえ、環境像を設定しています。

この環境像には、市民、事業者、市が一体となって環境保全に取り組み、本市の良好な環境を将来の世代へ引き継いでいこうという思いが込められています。

☆「第一次霧島市総合計画」に掲げられた「まちの将来像」の一部抜粋

（人と自然が輝く都市）

市民と豊かな自然が輝きながら共生し合い、快適に住み、働き、学びながら様々な交流ができるまちづくりを進めます。

☆「霧島市環境基本条例」の「前文」

私たちのまち霧島市は、鹿児島県本土のほぼ中央に位置し、風光明媚な霧島連山や、そこから錦江湾奥に注ぐ清流天降川、その流域に広がる肥沃な田園、山麓から平野部まで点在する温泉群など、多彩で豊かな自然に恵まれ、歴史と文化の薫り高い活力あるまちとして発展してきた。

しかしながら、近年の社会経済活動は、私たちに便利で快適な生活をもたらす一方で、限りある資源やエネルギーの大量消費、大量生産に伴う廃棄物の大量発生などにより、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となっており、地域の環境のみならず、地球温暖化問題に象徴されるように地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

すべての市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、全国に誇れる霧島市のすばらしい自然環境の恵沢を将来の世代に継承していく責務を担っていることを認識し、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進していかなければならない。

ここに、私たち霧島市民は、自然と共生しながら、それぞれの責任と役割の下に、英知を結集し、協力協働して、良好な環境の保全と形成を図り、これを将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

2 計画の体系

本計画では、目指す環境像を実現するため、基本施策を4つの大きな項目に分けて展開し、さらに基本施策に掲げた事項のうち、重要な課題に関する事項や早急に対応する必要がある事項については、「重点施策」として位置づけ、より具体的な施策の展開を図ります。

目指す環境像

人と環境が共生するまち 霧島（案）

～ 豊かな自然と住みよい環境を次世代へ ～

基本施策

重点施策

人と自然が共生するまち

山・川・海をまもる
様々な生物と暮らすまち
自然・身近な緑とのふれあい

低炭素・循環型のまち

エネルギーの有効利用
低炭素なまちづくり
ごみの減量化・資源化
ごみの適正な排出・処理

快適で良好な
生活環境のまち

空気がきれいなまち
水がきれいなまち
快適な音環境
美しいまち並み

みんなが環境保全に
取り組むまち

環境を考える
環境をまもる

低炭素なライフ・ビジネススタイルの推進

ごみの減量化・資源化の推進

環境保全に取り組む人づくり

第2章 霧島市の目指す環境像

第3章 施策の展開

- 1 人と自然が共生するまち
- 2 低炭素・循環型のまち
- 3 快適で良好な生活環境のまち
- 4 みんなが環境保全に取り組むまち

1 人と自然が共生するまち

1-1 山・川・海をまもる

現状

本市は、鹿児島県本土のほぼ中央部に位置し、霧島山から錦江湾まで流れる清く水量豊かな天降川、その流域に広がる田園、シラス台地、そして山間から平野部にかけて点在する温泉群を有しており、山、川、海、田園、温泉など多彩で豊かな自然環境に恵まれた地域です。

本市の自然環境を保全・活用していくため、平成 22 年、霧島山を中心とする地域が「霧島ジオパーク」として日本ジオパークに認定されました。また、平成 24 年 3 月には、霧島山に加えて、神造島、若尊鼻などの錦江湾奥の海域も含めた「霧島錦江湾国立公園」が誕生し、本市の自然環境に対する関心が高まっています。

課題

本市は山と海に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれています。一方で、市街地開発や過疎化、少子高齢化、鳥獣の食害などによる森林や農地の荒廃、排水による河川・海の汚濁などにより、自然環境が損なわれることもあります。

本市の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、今後も自然環境の保全策を推進していくことが必要です。



大浪池



天降川中流域

施策目標及び環境指標

施策目標：豊かな自然環境を次世代に引き継ぎます。

指 標	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 34 年度)
1~15 年生 (Ⅲ 齢級以下) の森林面積	385.38ha	485.0ha

■ 市の取組

○ 森林の適正管理の推進

森林の荒廃を防止し、森林の持つ水源かん養、二酸化炭素の吸収・固定、土砂災害の防止などの多面的な機能を維持・増進するため、森林の適切な管理を実施します。

○ 水辺環境の保全対策の推進

「霧島市天降川等河川環境保全条例」等の条例や関連法令に基づき、錦江湾や河川等の水辺の自然を保全します。

○ 自然環境に配慮した公共事業の推進

各種事業の実施に当たっては、「事業別環境配慮指針」に基づき、計画段階で貴重な自然の改変を予測、回避し、自然環境の保全に努めます。また、周辺の自然環境との調和に配慮した計画となるように努めます。

○ 自然保護に関する普及啓発の推進

自然保護に関する各種行事や環境学習等を通して、市民・事業者の自然保護意識の向上を図ります。

■ 市民の取組

○ 森林の整備や海岸の美化活動等に積極的に参加しましょう。

○ 自然公園等における規制を遵守しましょう。

■ 事業者の取組

○ 森林の適切な維持管理に努めましょう。

○ 環境影響評価の実施や事業別環境配慮指針を参考に、適切な環境保全対策に努めましょう。

○ 各種開発を行う際は、できるだけ自然の改変を回避する計画を立てましょう。

1 人と自然が共生するまち

1-2 様々な生物と暮らすまち

現状

本市は、霧島山、天降川等の河川、錦江湾、田園、温泉群など、多様な自然環境を有しており、そこには様々な種類の動植物が生息・生育しています。

重要な種としては、動物では絶滅危惧種のクロツラヘラサギ、コアジサシ（ともに鳥類）などが、植物では国指定天然記念物のノカイドウ（バラ科で自生地として指定されている）や市の花でもあるミヤマキリシマなどの生育が確認されています。

課題

本市は、野生生物が生息・生育する多様な自然環境を有していますが、開発に伴う自然の改変や森林・農地の荒廃、鳥獣による食害、外来生物の移入、化学物質の使用などにより、野生生物の生息・生育域の縮小、消失などが懸念されています。このため、市・市民・事業者が協働して野生生物の保護対策を進め、生物の多様性を保全していく必要があります。



クロツラヘラサギ



ノカイドウ

施策目標及び環境指標

施策目標：多様な生物が生息・生育する環境を保全します。

指 標	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 34 年度)
クロツラヘラサギの飛来数	51 羽	
ノカイドウの生存個体数	241 本	

市の取組

○ 野生生物の保全対策の推進

「文化財保護法や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、天然記念物や希少な野生生物を保全します。また、平成26年3月に策定した「霧島市生物多様性推進プラン」に基づき、市内の希少野生生物の生息・生育状況の把握に努め、有効な保全対策検討のための基礎資料とします。

○ 野生生物の生息・生育環境の保全・再生

森林生態系に配慮した森林整備、多自然川づくりに基づく整備、藻場や干潟の保全・再生など、地質や地形の多様性を含めた、野生生物の生息・生育環境の保全・再生に努めます。

○ 鳥獣の適正管理の推進

シカ等の鳥獣による生態系への影響を軽減するため、国・県と連携を図りながら、中山間地域における鳥獣の適正個体数の管理を行います。

○ 外来生物の防除対策の推進

法令に基づき、国や県と連携して、外来生物の適切な飼育や栽培方法を周知・啓発します。また、生態系等への被害が生じるおそれがある場合は、国や県と連携して、防除対策を検討します。

市民の取組

- 身近に生息・生育している野生生物を観察してみましょう。
- 野生生物の保護活動に参加・協力しましょう。
- 外来生物を野外へ遺棄・放逐・植栽しないようにしましょう。

事業者の取組

- 開発に際しては、希少生物の生息・生育環境の保全に努めましょう。
- 野生生物の保護活動への参加や支援を検討しましょう。
- 所有する農耕地や草地、山林の管理に際しては、野生生物に配慮しましょう。
- 外来生物の適切な飼育や栽培方法について啓発に努めましょう。

1 人と自然が共生するまち

1-3 自然・身近な緑とのふれあい

現 状

日本ジオパークに認定された霧島ジオパークは、環霧島地域の火山活動の歴史と、それとともに育まれた自然の多様性を感じることができる場所として、観光や自然教育に活用され、自然保護・保全活動や学術研究のフィールドとなっています。また、本市には都市公園や河川公園、農村公園など、自然・緑とふれあえる施設が各地に整備されており、市民の憩いの場となっています。

課 題

豊かな自然環境は、本市の発展に必要な資源であるとともに、市民が安らぎのある生活を営む上で欠かすことのできない要素となっています。

本市の自然環境を次世代に継承し、持続的に活用していくためには、積極的な自然とのふれあいを促すことにより、市民一人ひとりが地域の自然の価値に気づき、それを地域の環境保全や観光振興、地域振興、環境学習の推進につなげることが重要です。



ジオツーリズム



神話の里公園

施策目標及び環境指標

施策目標：自然や身近な緑とのふれあいを通して、自然環境の保全意識を向上します。

指 標	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 34 年度)
市民一人あたりの公園面積		
ガイド付きジオツアー参加者数	4,247 人	5,000 人

市の取組

○ ふれあいの場の整備

自然公園や自然遊歩道、海水浴場など、豊かな自然とふれあえる場を自然体験・環境学習の場として活用するとともに、各種の施設整備に努めます。また、自然の恵みである温泉を有効活用した地域づくりについて検討します。

○ ふれあい活動の充実

各種自然観察会の開催を通じて、市民の環境保全意識の向上を図ります。また、自然を活かし、自然とふれあい、自然を学ぶエコツーリズムや、霧島ジオパークの教育的活用を推進するとともに、情報の提供やガイド等の育成に努めます。

○ 緑地・公園の整備

地域に親しまれている身近な緑を市民の協力や事業者・民間団体との連携により、適正に保全するとともに、緑地や公園の整備を計画的に進めます。また、市民と協働した維持管理体制の充実に努めます。

市民の取組

- 自然とふれあえる場を積極的に利用しましょう。
- 自然観察会などを通じて、自然・緑に対する理解を深めましょう。
- 緑地や公園の維持管理に協力しましょう。
- エコツーリズムやジオツーリズムの活動に参加しましょう。
- 庭木や生垣など、自宅の緑化に努めましょう。

事業者の取組

- 社内行事において、従業員が自然とふれあう機会づくりに努めましょう。
- 事業所敷地及び建物の緑化に努めましょう。
- 事業場の水辺や森林を憩いの場として開放することを検討しましょう。
- 農業体験や林業体験など、市民が自然とふれあう機会の提供に努めましょう。

2 低炭素・循環型のまち

2-1 エネルギーの有効利用

■ 現状

地球温暖化において、特に問題となっているのは、化石燃料起源の二酸化炭素です。二酸化炭素の主な排出要因は、工場や家庭、自動車走行時における化石燃料及び化石燃料で発電された電力の消費です。

工場や家庭における省エネルギーや、自動車走行時におけるエコドライブの実践は、不要なエネルギーを削減し、二酸化炭素の排出量を削減することになります。

二酸化炭素排出量が少ない再生可能エネルギーを利用することも、効果的な地球温暖化対策の一つです。本市では、太陽光をはじめ、地熱、水力、風力、バイオマスを活用した再生可能エネルギー設備が導入されています。

■ 課題

地球温暖化は、その影響が地球規模で次世代にまで及ぶ深刻な問題であり、本市においても優先課題として積極的に取り組む必要があります。

地球温暖化をもたらす二酸化炭素の排出量を削減するため、省エネルギーの普及啓発に取り組み、家庭及び事業所における省エネルギーを促進するとともに、本市の地域の特徴を踏まえた再生可能エネルギーの利用を促進する必要があります。



水天淵発電所



省エネモデル住宅

■ 施策目標及び環境指標

施策目標：エネルギー資源を有効的・効率的に利用します。

指 標	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 34 年度)
再生可能エネルギー導入容量	189,520kw	

■ 市の取組

○ 省エネ意識の向上

国が実施するライトダウンキャンペーン等の広報、啓発に取り組み、市民・事業者の省エネ意識の向上を図ります。

○ 省エネ活動の普及促進

家庭や事業所における節電やエコドライブなどの省エネ活動の定着を図るため、具体的な省エネ活動及びその効果に関する情報発信などを行い、省エネ活動の普及促進に取り組みます。

○ 市による省エネ活動の率先

市の事務事業の実施に際しては、「霧島市地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギーに配慮した行動を率先して実行します。

○ 建築物の省エネ化の推進

公共施設の断熱化・長寿命化を推進するとともに、省エネ設備機器を率先して導入します。

○ 環境等に調和した再生可能エネルギーの導入推進

「霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」や「霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例」を適切に運用し、本市の自然環境、生活環境、景観等に配慮した再生可能エネルギーの導入を推進します。

■ 市民の取組

○ エネルギーに関する体験施設の利用、イベントへの参加を通して、再生可能エネルギーや省エネルギーに対する理解を深めましょう。

○ 家庭でできる省エネ活動の実践や、住宅の断熱性能を向上させる製品の利用に努めましょう。

○ 自動車を購入する際は、低燃費車を検討しましょう。

■ 事業者の取組

○ 再生可能エネルギー設備の導入に際しては、周辺環境へ配慮しましょう。

○ 事業場における省エネ活動の実践や、省エネ設備機器の導入に努めましょう。

○ 省エネ技術の開発など、低炭素関連ビジネスへの参入を検討しましょう。

○ 自動車を購入する際は、低燃費車を検討しましょう。

2 低炭素・循環型のまち

2-2 低炭素なまちづくり

 **現 状**

環境省が公表している推計結果によると、本市域における、エネルギーの消費に伴って排出される二酸化炭素（2014年度）の約28%は、運輸部門（自動車の走行及び鉄道の運行）から排出されています。そのうち、日常の生活や事業活動で使用する自動車が約96%を占めています。

緑は、大気中の二酸化炭素を吸収・固定する役割を担っており、本市域の緑を守り、増やすことは、地球温暖化対策（二酸化炭素吸収源対策）に貢献することになります。

 **課 題**

自動車の走行に伴う二酸化炭素の排出量を削減するためには、円滑な道路交通を確保し、自動車走行時のエネルギー消費を抑制する必要があります。また、過度な自動車の利用を抑制するために、利用しやすい公共交通体系を確立する必要があります。

緑による二酸化炭素の吸収を促進するため、森林の適正管理及び都市の緑地保全・都市緑化を推進する必要があります。



植林活動

 **施策目標及び環境指標**

施策目標：移動に伴う二酸化炭素排出量を削減するとともに、二酸化炭素の吸収源を確保します。

指 標	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 34 年度)
鉄道利用者数	3,791 千人	
バス利用者数	273 千人	
1～15年生（Ⅲ齢級以下）の森林面積	385.38ha	685.38ha

市の取組

○ 道路交通の円滑化

自動車交通の円滑化に向けて道路の整備・改良に取り組みます。

○ 公共交通機関の利用促進

自転車、徒歩などのそれぞれの特性を最大限に活かしながら公共交通機関の機能強化などを図り、公共交通機関の利用を促進します。

○ 二酸化炭素吸収源対策の推進

森林が有する二酸化炭素の吸収・固定機能を維持・増進するため、森林の適切な管理を実施します。また、公共施設や沿道の緑化に努めるとともに、市民の緑化活動を支援します。さらに、市の木や市の花を大切にし、市民の緑化意識の向上を図ります。

市民の取組

○ 自動車の過剰な利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用しましょう。

○ 森林保全活動に参加しましょう。

○ 住宅の緑化に努めましょう。

事業者の取組

○ 商品・製品の輸送は効率的に行い、自動車の使用頻度を減らしましょう。

○ 森林保全活動への参加・協力を検討しましょう。

○ 事業所敷地及び建物の緑化に努めましょう。

2 低炭素・循環型のまち

2-3 ごみの減量化・資源化

■ 現 状

本市におけるごみの排出量は、近年約 950g/人日前後で推移しています。これは、平成 27 年度実績と比較すると全国平均より 28g、また鹿児島県平均より 22g 多い状況です。

本市では、ごみの減量化・資源化に向けた取組について普及啓発に努めていますが、ごみの排出量は平成 20 年度以降増減を繰り返しながら増加傾向にあります。このようなことから、平成 29 年 5 月にごみの減量化や資源化の基本的な取組の方針である「霧島市ごみ減量化・資源化基本方針」を策定し、環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けて、廃棄物の減量化、資源化に取り組んでいます。

■ 課 題

ごみの減量化・資源化を促進するため、これまでの 3R 運動にごみの発生回避（リフューズ）を加えた 4R 運動を推進し、市、市民、事業者が連携して廃棄物の発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、資源の再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）に取り組むことで、廃棄物の減量化・資源化に努めていくことが必要です。



リサイクルされる資源ごみ

■ 施策目標及び環境指標

施策目標：ごみの減量化・資源化を進め、資源を有効に利用します。

指 標	現 状 値 (平成 28 年度)		目 標 値 (平成 34 年度)
1 人 1 日 あたり の ご む の 排 出 量	内	家庭系 633g	927g
	訳	事業系 294g	
リサイクル率	17.1%		21.0%

市の取組

○ 4Rの普及啓発と情報提供

ごみ排出による環境への負荷を低減するために、霧島市環境保全協会等と協力・連携して、4Rの啓発や実践に向けた取組に関する情報の提供に努めます。

○ 廃棄物対策の推進

生ごみ・し尿汚泥等の堆肥化や清掃センターへの負荷低減、焼却コスト削減に努めるとともに、効率的な廃棄物の処理体制の確立を適宜検討していきます。

○ ごみの減量化・資源化の調査・研究

可燃ごみの中に含まれる循環資源として有用なものについては、技術的・経済的に可能な範囲で資源として有効利用できる方策を調査・研究します。

市民の取組

○ ごみを発生させないようにしましょう。

- ・ごみとなるようなものはできるだけ買わないようにしましょう。
- ・過剰な包装は断るようにしましょう。
- ・買い物袋（マイバック）を持参しましょう。

○ ごみを少なくしましょう。

- ・水切りや堆肥化など、家庭でできる生ごみの減量に努めましょう。
- ・リサイクルできる商品や詰め替えできる商品を買きましょう。
- ・必要な量だけ買うようにしましょう。

○ 再使用やリサイクルに努めましょう。

- ・エコマークやグリーンマークなど、環境にやさしい商品を買きましょう。
- ・リサイクル商品やリサイクルショップを積極的に活用しましょう。
- ・物を大切にし、壊れても修理して長く使う工夫をしましょう。

○ 資源として再生して利用しましょう。

- ・ごみの分別を正しく行い、資源として再生利用に努めましょう。

事業者の取組

○ 事業場で発生するごみの減量に努めましょう。

○ グリーン購入に努め、廃棄物は正しく分別し、適正に処理しましょう。

○ 買い物袋（マイバック）持参運動や簡易包装に努めましょう。

○ リサイクルが可能な原料を使用した製品の製造や販売に努めましょう。

○ ごみの分別収集、資源のリサイクルに取り組み、資源の有効活用に努めましょう。

2 低炭素・循環型のまち

2-4 ごみの適正な排出・処理

現状

本市で発生するごみのうち、家庭系ごみについては、分別ルールに従って分別した後、決められた排出日時に所定のごみ収集所に排出するか、所定の処理施設に直接搬入することになっています。一方、事業系ごみは、排出事業者自らが処理施設に搬入するか、本市の一般廃棄物処理業許可業者へ依頼し適正に処理することになっています。

本市で発生する一般廃棄物は、市や伊佐北始良環境管理組合の施設に搬入された後、可燃物は焼却され、金属類やスラグ、溶融飛灰等は資源化されます。

課題

ごみの適正な排出・処理を促進するため、ごみ分別ルールの周知、ごみ収集所の衛生保持、ごみ収集作業の効率化等を図るとともに、ごみの適正処理に係る啓発・指導を徹底する必要があります。また、ごみ焼却施設等は周辺地域の環境に影響を及ぼすことがないように適正な維持管理に努めるとともに、長期的な視点で施設の整備や改修を行い、その処理能力を安定的に確保していく必要があります。

一方、「不法投棄」に関する苦情が増加しており、平成 28 年度の不法投棄の処理個数は 286 個になっています。ごみの不法投棄は、地域の景観を損ねるだけでなく、自然環境に悪影響を及ぼすため、不法投棄の防止対策・監視活動を行い、不法投棄のない環境づくりを目指す必要があります。



ごみの分別風景



敷根清掃センター

施策目標及び環境指標

施策目標：ごみの適正な排出・処理の普及促進を図ります。

指 標	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 34 年度)
ごみ収集所の違反ごみ件数	15,946 件	14,500 件
不法投棄回収個数	286 個	220 個

市の取組

○ 適正なごみ処理の推進

ごみの排出から収集、運搬、処分にいたるまで、安全で適正なごみ処理を継続して実施します。また、不適正処理を未然に防止するためのパトロールや指導を強化するなど、廃棄物の適正処理を推進します。

○ 適正な一般廃棄物処理施設の管理運営

一般廃棄物処理施設の運営については、周辺住民の安心と安全を確保し、周辺の環境に影響を与えることのないよう適正な管理に努めます。また、4Rの推進により、焼却処理する一般廃棄物の減量化を図り、ごみ焼却施設の負荷を軽減し施設の延命化に努めます。

○ 不法投棄の防止

不法投棄防止に係る周知啓発やパトロール等を実施するとともに、関係機関との連携を図り、不法投棄を防止します。

○ 適正なごみ排出の推進

ごみの適正排出を推進するため、分別排出の促進に関する啓発を行うとともに、分別収集活動の支援に努めます。

市民の取組

○ 野外焼却などによるごみの処分は行わないようにしましょう。

○ 廃棄物を不法投棄されないように、土地や建物を適正に管理するとともに衛生の確保に努めましょう。

○ ごみの正しい分別の方法を理解し、ルールを守って適正に排出しましょう。

事業者の取組

○ 事業活動に伴い発生した廃棄物は自らの責任において適正に処理しましょう。

○ 廃棄物関係法令を遵守し、市の廃棄物処理に関する施策に協力しましょう。

○ 業種の特性を活かした廃棄物の循環利用を図るなど環境への負荷の低減に努めましょう。

○ ごみの正しい分別の方法を理解し、ルールを守って適正に排出しましょう。

3 快適で良好な生活環境のまち

3-1 空気がきれいなまち

現状

工場や自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物や、硫黄酸化物等の汚染物質は大気汚染の原因となります。本市では、県が毎年大気測定を行っており、平成 27 年度の測定結果では、光化学オキシダント及び PM2.5 を除く 8 項目で環境基準を達成しています。近年、我が国における光化学オキシダント及び PM2.5 の濃度レベルは上昇傾向にあります。この要因としては、大陸間や国内における大気汚染物質の輸送、前駆物質の排出量の変化、気象状況の影響等が指摘されています。

悪臭についての苦情相談内容は、生活排水や堆肥処理に起因するものが大部分ですが、ここ数年減少傾向にあります。

課題

本市の空気は、概ね良好な状態を維持しています。今後も本市のきれいな空気を維持していくため、自動車や事業場の排出ガス対策、悪臭対策を推進し、良好な大気環境を保全していくことが必要です。



大気汚染測定局（国分中央公園）

大気汚染の状況を把握するために、代表的な大気汚染物質である二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素などを測定しています。

施策目標及び環境指標

施策目標：大気環境を保全し、良好な生活環境を創出します。

指 標	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 34 年度)
環境基準達成率 (SO ₂ ・SPM・NO ₂ 等)	未公表	100%
悪臭に関する苦情件数	17 件	

市の取組

○ 大気汚染状況の監視

県が実施している大気汚染物質の測定結果を把握し、測定結果を基に適切な保全対策を講じます。

○ 自動車排出ガス対策の推進

公用車への低公害車の導入に努めるとともに、低公害車の普及促進を図ります。

○ 排出ガス対策の推進

市が管理する焼却施設等の公共施設について、設備の適正な維持管理に努め、大気汚染物質の排出抑制を図ります。

○ 悪臭防止対策の推進

事業場から排出される悪臭物質については、臭気指数規制の周知や適切な指導を行うとともに、事業活動や市民の日常生活に起因する悪臭の発生防止に関する啓発に取り組みます。

市民の取組

- 自動車を購入する際は、低公害車を検討しましょう。
- 自動車の過剰な利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用しましょう。
- 日常生活で発生する悪臭の防止に努めましょう。

事業者の取組

- 自動車を購入する際は、低公害車を検討しましょう。
- 運搬経路を事前に確認し、効率的な運転に努めましょう。
- 事業場で発生する大気汚染物質の排出抑制に努めましょう。
- 悪臭の発生防止に努めましょう。
- 家畜のふん尿は適正に処理しましょう。

3 快適で良好な生活環境のまち

3-2 水がきれいなまち

■ 現 状

河川や海などの水質汚濁の主な原因は、私たちの日常生活や事業活動等に伴う排水です。本市内の河川においては、各家庭から排出される生活排水が最も大きな水質汚濁の原因と考えられています。このため、市では下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進等の生活排水対策を進めてきました。

本市では、河川の水質汚濁の状況を把握するため、市内61地点で水質調査を行っています。平成28年度の調査では、水質汚濁の程度を示すBODの環境基準達成率は約79%です。また、県では市の沖合4地点の海域の水質調査を行っています。平成28年度の調査において、海の水質汚濁の程度を示すCODの環境基準を達成したのは、3地点でした。

■ 課 題

本市の河川や海などの水質は概ね良好な状態を維持しています。良好な水環境を保全するためには、水資源の保全・適正利用を図るとともに、今後も生活排水対策等を推進し、流入汚濁負荷量を削減する必要があります。また、生態系の保全も考慮した健全な水環境を構築していく必要があります。



天降川河口



鹿児島湾（錦江湾）

■ 施策目標及び環境指標

施策目標：水環境を保全し、良好な生活環境を創出します。

指 標		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)
環境基準達成率	河川：BOD	79%	100%
	海域：COD	75%	100%
水質に関する苦情件数		24件	

市の取組

○ 水資源の保全・適正利用

「霧島市水資源保全条例」に基づき、水資源の保全に係る必要な措置を講ずるよう努めます。また、水源かん養林を保全し、地下水のかん養を促進します。

○ 水質の調査・監視

河川や海域などの公共用水域における水質調査を継続して実施し、調査結果を基に適切な保全対策を講じます。

○ 生活排水対策の推進

下水道整備や合併処理浄化槽の普及促進・適正管理など、地域の実情に応じた排水処理を推進します。また、「霧島市生活排水対策推進員」と連携し、家庭で実践できる生活排水対策などの普及啓発に取り組みます。

○ 工場・事業場の排水対策の推進

「水質汚濁防止法」、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」、「鹿児島県小規模事業場等排水対策指導指針」等に基づき、関係機関と連携し、排出水の適正処理を推進します。

○ 河川環境の保全

「霧島市天降川等河川環境保全条例」を適切に運用することにより、市域を流れる河川の水環境の保全に努めます。

市民の取組

- 下水道が整備されたら、速やかに接続しましょう。また、下水道事業認可区域以外では、合併処理浄化槽を設置し、適正な維持管理に努めましょう。
- 節水を心がけるとともに、家庭でできる生活排水対策を実践しましょう。
- 河川や海の保全活動に参加しましょう。

事業者の取組

- 下水道が整備されたら、速やかに接続しましょう。また、下水道事業認可区域以外では、合併処理浄化槽を設置し、適正な維持管理に努めましょう。
- 工場排水や、温泉排水、農薬・肥料は、適正に処理し、処理施設の維持管理に努めましょう。
- 地下水汚染が確認された場合は、県や市の関係機関に指導を仰ぐなど、適正な対策を実施しましょう。
- 河川や海の保全活動への参加・協力を努めましょう。

3 快適で良好な生活環境のまち

3-3 快適な音環境

現状

騒音の発生源は、自動車や航空機、工場、建設現場、日常生活に伴うものなど様々です。本市の平成 28 年度の騒音に関する苦情相談件数は 15 件で、主に建設現場の作業音に関する苦情が寄せられています。

振動の主な発生源は、自動車や工場、建設現場です。本市では、振動に関する苦情相談件数は少なく、平成 28 年度は 1 件です。

また、本市では、自動車及び航空機による騒音の状況を把握するため、市内幹線道路において自動車騒音及び鹿児島空港周辺において航空機騒音の測定が行われています。平成 27 年度の測定結果では、自動車騒音・航空機騒音ともに、全ての地点で環境基準を達成しています。

課題

静かな環境は、快適で健全な生活を営むために、欠かすことのできない重要な要素です。このため、今後も自動車や航空機、事業場の騒音・振動防止対策を推進し、良好な生活環境を保全する必要があります。



鹿児島空港外観（溝辺町麓）



市内の幹線道路

施策目標及び環境指標

施策目標：音環境を保全し、良好な生活環境を創出します。

指 標	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 34 年度)
環境基準達成率（自動車・航空機）	100%	100%
騒音に関する苦情件数	15 件	

市の取組

○ 航空機騒音対策の推進

県が実施している騒音測定結果を把握し、必要に応じて騒音低減の措置について関係機関へ要請するなど、騒音の防止に努めます。

○ 自動車の騒音・振動対策の推進

市内の幹線道路において自動車騒音の状況を調査するとともに、必要に応じて対策を講じます。

○ 工場・事業場の騒音・振動対策の推進

工場・事業場から発生する騒音・振動については、法令に基づき、規制基準の周知や適切な指導を行います。また、深夜営業や早朝作業による近隣への影響を防止するため、発生源に対する指導を実施します。

○ 一般地域における騒音・振動の実態把握

騒音・振動に関する相談が寄せられた場合には、実態把握を行い、実情に応じて適切に対応します。

市民の取組

○ 自動車の点検整備に努めましょう。

○ 不必要なクラクション、アイドリングの抑制に努めましょう。

○ 自動車の過剰な利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用しましょう。

○ テレビ・楽器の音やペットの鳴き声など、近隣に迷惑をかけないように気をつけましょう。

事業者の取組

○ 自動車の点検整備に努めましょう。

○ 不必要なクラクション、アイドリングの抑制に努めましょう。

○ 周辺地域における騒音苦情防止のため、低騒音・低振動型の機器の導入や防音壁・防音装置の設置等に努めましょう。

○ 深夜営業や早朝作業による近隣への影響を抑制しましょう。

3 快適で良好な生活環境のまち

3-4 美しいまち並み

■ 現 状

雄大な霧島山、そこから流れ出す川、そして海に囲まれた本市には、季節ごとに変わる色彩豊で美しい自然が存在し、それらの織り成す景観に魅了されて多くの観光客が訪れています。

また、市内には霧島神宮をはじめとする社寺や上野原遺跡、山ヶ野金山跡地等の多くの文化財が点在しています。さらに、錦江湾に面し平野部や市街地が広がり、北に霧島山、南に桜島を望む風景や、台地に広がる茶畑などの地域の人々の営みが創り出す風景も貴重な生活景観となっています。

■ 課 題

本市は特徴的な景観を有する一方、森林の荒廃や、農地の減少、耕作放棄地の増加、活用が見込めない空き地・空き家における樹木・雑草の繁茂など、多くの景観上の課題も存在します。

これらの課題に対応し、自然や歴史を身近に感じられる本市の特徴を生かした景観づくりを行うとともに、霧島らしい景観を保全・活用していくことが必要です。



霧島山とミヤマキリシマ



霧島神宮

■ 施策目標及び環境指標

施策目標：本市を特徴づける景観・文化財を保全し、美しいまち並みを創出します。

指 標	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 34 年度)
指定文化財の数		

■ 市の取組

○ 自然景観の保全と形成

地域の自然的・社会的特性に配慮しながら、山岳景観、河川景観、海岸景観などの自然景観の保全や形成に努めます。

○ 歴史的・文化的環境の保存・活用

国や県と連携して、法令に基づく適切な維持管理に努め、文化財の学習や体験ができる機会の充実を図ります。また、文化財の保護活動を支援するための人材の育成や歴史・文化に関する情報の提供に努めます。

○ 生活景観の保全と形成

市民、事業者と協働して、地域の自然環境や歴史、文化と調和した良好な生活景観の保全に努めます。また、公共施設の整備に当たっては、地域特性を考慮し、周辺環境と調和した景観の形成に努めます。

○ 適切な誘導・規制措置による景観の形成

「霧島市景観条例」及び「霧島市景観計画」を適切に運用することにより、地域の特性を活かした魅力ある景観の保全や形成を促進します。また、再生可能エネルギーの導入に際しては、「霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」を適切に運用することにより、良好な景観の保全に努めます。

■ 市民の取組

○ 道路や公園、河川などの公共空間の美化・維持管理に協力しましょう。

○ 天然記念物、社寺、遺跡などの文化財を見学しましょう。

○ 地域の文化や歴史を見つめ直しましょう。

■ 事業者の取組

○ 「霧島市景観条例」及び「霧島市景観計画」を遵守し、建築物等の建設や造成等を行う場合には、それぞれの地域の特性に配慮した設計に努めましょう。

○ 看板や広告塔などは、周辺の景観との調和に配慮しましょう。

○ 地域住民との信頼関係を深め、景観づくりに参加・協力するよう努めましょう。

4 みんなが環境保全に取り組むまち

4-1 環境を考える

現状

本市では、環境問題に対する関心と環境保全活動に対する意識の向上を目的として、市やNPO 法人等により、環境講座や植林活動、錦江湾クリーンアップ作戦などが実施されています。錦江湾クリーンアップ作戦に参加した人数は、平成 27 年度は 1,400 人、平成 28 年度は 1,353 人となっています。

アンケート調査によると、93.7%の市民が地域や学校における環境学習は重要と考えており、環境学習の充実に対するニーズが高まっています。

課題

環境問題を解決するためには、私たち一人ひとりが意欲と主体性を持って、人と環境との関りについて理解を深め、環境に配慮した生活や行動をとることが求められます。

このため、環境に関する情報にふれる機会を創出し、環境保全意識の向上を図るとともに、学校や地域において環境について総合的に学習できる仕組みづくりを行う必要があります。



錦江湾クリーンアップ作戦



水生生物調査

施策目標及び環境指標

施策目標：環境学習を充実させ、環境を考える人づくりを進めます。

指 標	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 34 年度)
鹿児島県環境学習指導者人材バンク登録者数 (市内在住者)		
環境講座・環境イベントの延べ参加者数		
市立小中学校における環境学習の実践率	50%	60%

■ 市の取組

○ 学校における環境学習の推進

環境学習の事例集や、環境学習プログラム等のツールを作成し、学校における環境学習の基盤を整備します。

○ 地域における環境学習の推進

地域の特性を活かした環境学習会の開催に努めます。また、家庭や職場との連携、地域活動等を活用するなど、あらゆる機会を通じて地域における環境美化・環境保全の意識の向上を図ります。

○ 体験型環境学習の推進

自然体験学習会の開催や農業体験、施設見学など、体験型の環境学習を推進します。

○ 環境及び環境学習に関する情報提供の充実

環境の現状や、環境学習に関する情報を収集し、市民が利用しやすいかたちで情報提供します。

■ 市民の取組

○ 市やNPO 法人等の団体が開催する自然体験学習会や講演会等に参加しましょう。

○ 環境家計簿を活用し、環境保全意識の向上に努めましょう。

■ 事業者の取組

○ 自然体験学習会や講演会等の支援や協力を努めましょう。

○ 環境関連施設の公開を検討しましょう。

○ 環境に関する研修会に参加しましょう。

4 みんなが環境保全に取り組むまち

4-2 環境をまもる

■ 現状

本市では、毎年、9月の第1日曜日を「ふれあいボランティアの日」と定め、ふれあいボランティアの日を中心に、市民による清掃活動や環境美化などが行われています。また、NPO法人等による森林や河川等の保全活動も行われています。

本市ではまた、平成20年度から市民活動支援として、市民グループが行う公益的な活動に対し、活動費用の一部を補助しています。平成20年度から平成28年度までの間、環境問題に対する啓発活動や、自然林の保全活動、植物調査及び植物の保全活動など、環境保全に関連する様々な28事業に対し補助金を交付し、活動支援を行っています。

■ 課題

市民やNPO法人等の活動団体は、環境保全活動の重要な取組主体となっていますが、人材や財源の確保が課題となっています。

環境保全活動を継続的なものとするため、各主体の環境保全活動を市民・事業者にも周知し、環境保全活動の普及拡大を図るとともに、市・市民・事業者・NPO法人等の協働による取組を推進する必要があります。また、情報の共有化や活動の担い手づくり、機会づくりを推進する必要があります。



10万本植林プロジェクト

■ 施策目標及び環境指標

施策目標：地域における環境保全活動の活性化を目指します。

指 標	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)
美化活動の延べ参加者数 (ふれあいボランティアの日・錦江湾クリーンアップ作戦)		
道路アダプト制度登録団体数		
河川アダプト制度登録団体数	137	

市の取組

○ 環境保全活動の支援

環境イベントの開催、アダプト制度などにより、NPO 法人等の活動団体が活動する場の提供に努めます。また、環境保全活動の内容を広く紹介することにより、環境保全活動に対する関心と理解を深めます。

○ 各主体の連携強化

NPO 法人等の活動団体に関する情報の収集や提供・共有化に努めるとともに、情報交換・意見交換の場を創出し、NPO 法人等の活動団体の連携強化を図ります。

○ 環境学習・環境保全活動に関する人材の育成

地域のリーダー的な存在である「霧島市環境美化推進員」や「霧島市河川環境保全推進員」及び「霧島市生活排水対策推進員」と連携し、環境問題に関する知識を持った人材（環境学習ボランティア）の発掘・育成に努め、社会教育・学校教育などで積極的に活用します。

市民の取組

- 生き物調査、リサイクル活動など、身近にできる活動を実践しましょう。
- 環境美化活動、環境イベント等に積極的に参加しましょう。
- NPO 法人等との情報交換や交流を深め、活動を活性化させましょう。
- 暮らしの中に花を育て、美しい「花いっぱいの霧島市」をつくりましょう。

事業者の取組

- 環境美化活動、環境イベント等に積極的に参加しましょう。
- NPO 法人等との情報交換や交流を深め、活動を活性化させましょう。
- 環境保全活動の実施状況等をホームページや環境報告書等で広く公表しましょう。



アダプト制度

市民活動団体と市が連携・協働したまちづくりを目指し、自治会やボランティア団体などと協働で、市内の河川・道路の環境保全及び美化活動を行うアダプト制度を実施しています。

コラム掲載

第4章 重点施策

第3章の「施策の展開」では、本市が目指す環境像を実現するための基本的な施策を設定し、施策ごとに市・市民・事業者が、日常生活や事業活動の中で取り組むべき事項を示しました。

基本施策は、すべて取り組んでいく必要のあるものですが、特に社会的・地域的ニーズが高く、早期解決が必要な課題については「重点施策」として位置づけ、重点的に取り組んでいきます。本計画では、社会的・地域的ニーズや課題等を勘案し、以下の3つを重点施策とします。

重点施策1 低炭素なライフ・ビジネススタイルの推進

重点施策2 ごみの減量化・資源化の推進

重点施策3 環境保全に取り組む人づくり

重点施策 1 低炭素なライフ・ビジネススタイルの推進

地球温暖化に起因する気候変動によって、自然災害の甚大化、生態系の破壊、農作物の不作や漁獲量の変化など、私たちの生活への影響が懸念されています。

また、地球温暖化は、その影響が地球規模で次世代にまで及ぶ深刻な問題であり、本市においても優先課題として積極的に取り組む必要があります。

地球温暖化の原因である温室効果ガスは、私たちの日常の生活や、事業活動に伴って排出されます。このため、温室効果ガスの排出量を抑制するには、これまでの生活・事業活動を見直し、低炭素なライフ・ビジネススタイルに変革していくことが不可欠です。

省エネ活動に対する意識は向上しているものの、地球温暖化問題に対応するためには、幅広い市民・事業者を対象に、更なる省エネ活動の実践や、再生可能エネルギーの利用を促す必要があります。

このため、本計画では、省エネ活動の実践や、再生可能エネルギーの利用を推進することにより、低炭素なライフ・ビジネススタイルの定着を目指します。

具体的な取組事項

☆ 実践的な省エネ活動の普及促進

家庭・事業所における省エネ活動の定着を図るため、具体的な省エネ活動や、その効果等に関する情報を市のホームページや、パンフレット等で発信します。

☆ 省エネ設備機器の導入促進

家庭・事業所における省エネ設備機器の導入を促進するため、補助制度の創設を検討するとともに、国・県の補助制度に関する情報を市のホームページや、パンフレット等で発信します。

☆ 事業者の環境マネジメントシステム取得推進

事業者によるISO14001 やエコアクション21などの取得を推進するため、関係機関と連携し、講習会の開催や情報提供などを行います。

☆ 環境と調和した再生可能エネルギーの利用方策の検討

本市の自然環境、生活環境、景観等に配慮した再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、地域活性化・関連産業の創出に資する再生可能エネルギーの利用方策を検討します。

低炭素なライフ・ビジネススタイルの推進

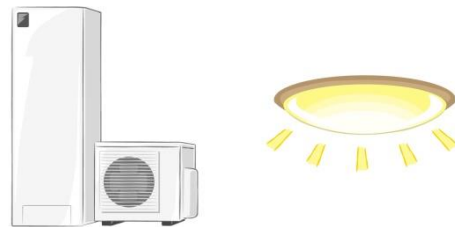
☆ 実践的な省エネ活動の普及促進

- ✓ 具体的な省エネ活動、その効果等に関する情報を発信



☆ 省エネ設備機器の導入促進

- ✓ 補助制度の創設を検討
- ✓ 国・県の補助制度に関する情報を発信



☆ 事業者の環境マネジメントシステム取得推進

- ✓ 関係機関と連携し講習会を開催
- ✓ 関係機関と連携し情報発信

ISO14001
エコアクション21



☆ 環境と調和した再生可能エネルギーの利用方策の検討

- ✓ 自然環境等に配慮した再生可能エネルギーの導入
- ✓ 再生可能エネルギーを利用した地域活性化・関連産業の創出



家庭生活、事業活動に伴う二酸化炭素排出量を削減

重点施策2 ごみの減量化・資源化の推進

本市では、ごみの分別・再資源化及び適正処理を推進してきた結果、資源のリサイクルが進み、平成27年度のリサイクル率（18.2%）は県全体のリサイクル率（15.7%）を上回っています。一方、市民1人1日当たりのごみの排出量は生活系ごみ、事業系ごみともに微増傾向にあります。本市における平成27年度の市民1人1日当たりの排出量は、平成23年度から約5%増加しています。

循環型社会を形成するため、市・市民・事業者及び霧島市環境保全協会等が連携し、日常生活や事業活動において、ごみの発生を抑制し、発生したごみを循環資源として最大限に利用し、適正な処理を行った後、最小限のごみを最終処分する4Rを基調とした取組を推進する必要があります。

具体的な取組事項

☆ ごみ減量化・資源化に関する情報発信・意識啓発

ごみの減量や適正な分別をさらに推進するため、ごみ排出の実態やごみ処理に係る費用、ごみの分別方法等について、市のホームページや市の広報等を活用した情報発信を行い、意識啓発を図ります。

☆ ごみの減量化・資源化の推進

ごみの分別区分及び処理の方法など、ごみ処理全体を見通した費用対効果を検証し、ごみの減量化・資源化に有効な方策について検討・実施します。

☆ ごみの排出実態の把握及び適正処理の推進

家庭系ごみ、事業系ごみの排出実態を把握し、ごみの適正処理の推進と実態に即した減量化及び資源化の方策を検討・実施します。

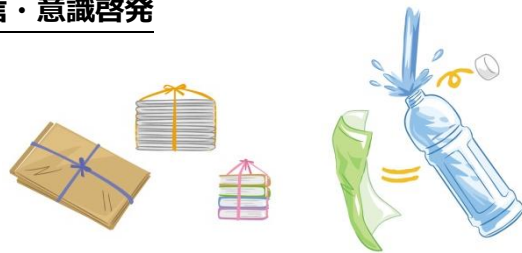
☆ 一般廃棄物処理施設の負荷軽減と処理経費の削減

4Rの推進により、ごみの排出量削減や資源ごみの更なるリサイクルを図ることで、ごみ焼却施設への負荷を軽減し、施設の延命化と処理経費の削減に努めます。

ごみの減量化・資源化の推進

☆ ごみ減量化・資源化に関する情報発信・意識啓発

- ✓ ごみの排出実態、ごみ処理費用、ごみの分別方法等の情報発信



☆ ごみの減量化・資源化の推進

- ✓ ごみ処理全体を見通した費用対効果を検証
- ✓ ごみの減量化・資源化に有効な方策について検討・実施



☆ ごみの排出実態の把握及び適正処理の推進

- ✓ 家庭系ごみ、事業系ごみの排出実態を把握
- ✓ ごみの適正処理の推進と実態に即した減量化及び資源化の方策を検討・実施



ごみ排出量の削減・リサイクル率の向上

☆ 一般廃棄物処理施設の負荷軽減と処理経費の削減

- ✓ ごみ焼却施設への負荷を軽減し、施設の延命化と処理経費の削減



重点施策3 環境保全に取り組む人づくり

本市では、学校やNPO法人等による森林や河川等の保全活動、自然体験型の環境学習などが行われています。また、地区行事の一環として行われている活動や、ボランティア団体による活動など、地域の特色を生かした環境保全活動も行われています。

このような環境学習・環境保全活動は、市民の環境保全意識の向上に大きく貢献するとともに、本市の環境を次世代に引き継ぐうえで重要な役割を担っています。

このため、本計画では、各団体が実施する環境保全活動や、環境学習に積極的に参加する雰囲気在全市で醸成するとともに、これらの活動の担い手となる人材の育成を目指します。

具体的な取組事項

☆ 小中学校における環境学習の総合プログラムの整備

小中学校からの総合的な環境学習の推進を図るため、学校版環境 ISO の導入や、環境学習プログラムの作成を検討・実施します。

☆ 市民の環境保全意識の向上

市民に向けた環境学習では、容易に環境問題や環境保全活動に関する情報にふれる機会を創出するとともに、各種環境イベント等を実施し、市民一人ひとりの意識の向上を図ります。

☆ 環境保全のための行動力の向上

実践的な省エネ活動、ごみ減量化、生活排水対策等の普及啓発を通して、市民の自発的に環境に配慮した行動を実践する力を向上させます。

☆ 環境人材の育成

環境保全活動の支援を通して、各種団体と連携し、地域における環境保全の実践活動に主体的・継続的に取り組む人材の育成を図ります。

環境保全に取り組む人づくり

☆ 小中学校における環境学習の総合プログラムの整備

- ✓ 学校版環境 ISO の導入や、環境学習プログラムの作成を検討・実施



☆ 市民の環境保全意識の向上

- ✓ 環境問題や環境保全活動に関する情報にふれる機会を創出
- ✓ 各種環境イベント等を実施し、市民一人ひとりの意識を向上



☆ 環境保全のための行動力の向上

- ✓ 環境保全に関する実践的な取組を普及啓発



☆ 環境人材の育成

- ✓ 環境保全活動の支援を通して、各種団体と連携し、環境保全に取り組む人材を育成



環境保全活動に参加する雰囲気醸成、保全活動の担い手の確保

第5章 環境配慮指針 (案)

- 1 事業別環境配慮指針
- 2 地域別環境配慮指針

1 事業別環境配慮指針

道路や河川改修、公共下水道などの生活基盤整備事業は、私たちの生活において、利便性の向上、安全性の確保、快適な生活環境の創出など、事業の実施により大きな効果をもたらします。これらの事業は、造成工事による土地の改変や施設の設置（工事段階）、設置後の施設の運営（供用段階）によって、自然環境や生活環境などに様々な影響を及ぼすおそれがあります。

良好な環境を保全し、形成していくためには、地域の環境特性や事業の特性に応じて、環境への配慮をしつつ事業を進めていくことが重要です。

したがって、この事業別環境配慮指針では、法令で環境影響評価の対象外となる小さな規模の事業についても、事業者、行政が事業実施に当たりあらかじめ環境に配慮すべき事項として定めたものです。

なお、対象となる事業種は、公共事業を基本として設定していますが、事業者に対しても配慮すべき事項として定めています。全ての事業を網羅したものではありません。

【配慮指針の内容】

○ 共通事項

各事業の「計画段階」、「工事段階」、「供用段階」において共通して配慮すべき事項を定めます。

○ 個別事項

「道路」、「河川・水路」、「海岸・海面埋立」、「廃棄物処理施設」、「公園」、「用地造成」、「工場又は事業場」、「スポーツ・レクリエーション施設」、「下水道等」の整備・運用等に関する事業の実施に際して配慮すべき事項を定めます。

1-1 共通事項

段 階	環境配慮指針
計 画 段 階	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な自然改変を伴う開発は極力避け、自然を残すことによる生態系保全や緑化施工など、自然環境保全に配慮した計画とすること。 ○ 河川や錦江湾の水質保全に配慮した計画とすること。 ○ 周辺景観と調和のとれた計画とすること。 ○ 文化財等の保存に影響を及ぼさない計画とすること。 ○ 環境負荷の少ない工法、材料の採用について検討すること。 ○ 事前に地元の関係住民に計画内容を説明し、意見の反映に努めること。 ○ 省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入について検討すること。 ○ ユニバーサルデザイン（すべての人にとって使いやすい設計）事業の推進に努めること。 ○ リサイクル製品の使用を検討すること。 ○ 要望等に速やかに対応できる体制を確立しておくこと。
工 事 段 階	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事車両の走行や建設機械の稼働に伴う大気汚染、騒音及び振動の発生の低減に努めること。 ○ 濁水の発生を防止し、公共用水域への負荷低減に努めること。 ○ 地下水等の水資源の保全に努めること。 ○ 遺跡等の埋蔵物を確認した場合は、直ちに工事を中断し、関係機関との調整を図ること。 ○ 工事に伴って発生する廃棄物や残土の発生を抑制し、適正な処理を行うこと。 ○ 悪臭の発生防止に努めること。 ○ 電波障害の発生の防止に努めること。
供 用 段 階	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令に基づき、施設の適切な維持管理に努めること。 ○ 周辺環境への負荷の低減に努めること。 ○ 周辺環境へ影響を及ぼすおそれが生じた時は、早急に対策を講じること。 ○ 廃棄物等の発生抑制、分別の徹底、再資源化、適正処理に努めること。

1-2 個別事項

種 類	環境配慮指針
道 路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排水性舗装の導入、植樹帯及び街路樹の設置、法面の緑化を検討すること。 ○ 自動車走行に伴う大気汚染、騒音、振動の影響について予測し、周辺環境の保全及び安全に必要な対策を検討すること。 ○ 道路照明等の光による生活環境や動植物への影響の低減に努めること。 ○ 建設廃材の減量化や再利用の推進に努めること。 ○ 歩道を含む道路構造の改修や交差点の改良等による円滑かつ安全な交通体系整備に努めること。
河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 霧島市天降川等河川環境保全条例に配慮した計画とするとともに、河川美化運動に努めること。 ○ 自然とのふれあいや治水上の安全性、生態系保全などを考慮した“多自然川づくり”の整備を検討すること。 ○ 堰等を設置する場合は魚道の設置を検討すること。 ○ 野生生物の生育・生息環境の保全や再生を考慮し、可能な限りコンクリートによる三面張を避けること。 ○ 瀬や淵などの変化に富んだ生物にやさしい河川構造や、アシ（ヨシ）、砂浜などによる自然の浄化作用を考慮した河川形態の整備に努めること。
海 岸 ・ 海 面 埋 立	<ul style="list-style-type: none"> ○ 藻場や干潟を保護・保全・回復する計画とすること。 ○ 埋立地の形状は、潮流の変化が極力少なくなるよう計画すること。 ○ 自然とのふれあいを考慮した親水性を有する護岸の整備を検討すること。 ○ 埋立土は、安全性を確認したうえで利用すること。 ○ 錦江湾の景観保全のため、プレジャーボートや漁船等の船を適切に係留することができる施設の整備に努めること。

種 類	環境配慮指針
廃棄物 処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 霧島市生活環境美化条例に配慮した計画とするとともに、清掃美化運動に努めること。 ○ 廃棄物の減量やリサイクルを推進していくため、体制づくりや市民、事業者への啓発活動に努めること。 ○ 供用時の排出ガスや汚水処理水の排出等による環境汚染を未然に防止するため、必要な措置を事前に講じておくこと。 ○ 周辺環境への影響を防止するため、施設の配置や緑化について検討すること。 ○ 再資源化施設（リサイクルセンターなど）や堆肥化施設の整備に努めること。 ○ 資源ごみの収集や資源化システムの整備を積極的に進めること。 ○ 太陽エネルギーや廃熱等の有効利用について検討すること。
公 園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生態系保全に配慮した公園づくりに努めること。 ○ 公園内で発生するごみ対策（ごみ持ち帰りの看板設置やごみ箱の撤去等）を検討すること。 ○ 市民による公園の維持管理活動の啓発に努めること。 ○ 地元住民の意見を取り入れた特色ある公園づくりに努めること。 ○ 施工においては、再生資材やリサイクル部品を公園資材として活用するよう努めること。
用地造成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 親水性、公園、緑地、雨水浸透などの必要性について検討すること。 ○ 埋立土による地下水汚染の防止に努めること。 ○ 雨水・土砂の流出防止に努めること。 ○ 下水道が未整備の地域では生活排水等による公共用水域への影響を抑制するため、合併処理浄化槽の設置を行うこと。 ○ 断熱材や太陽エネルギーなどの利用による省エネルギーの推進に努めること。 ○ 光害の防止や安全確保のための適切な照明利用に努めること。

種 類	環境配慮指針
工場又は事業場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺環境に影響を及ぼさない施設の配置や緑化について検討すること。 ○ 温排水による公共用水域への影響を低減すること。 ○ エネルギーの有効利用について検討すること。 ○ 機械の稼動に伴う大気汚染、騒音及び振動の発生の低減に努めること。 ○ 地下水の利用に際しては、過剰採取による周辺反響への影響の防止に努めること。
スポーツ・レクリエーション施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水辺、公園、緑地などの必要性について検討すること。 ○ 照明等の光による生活環境や動植物への影響の低減に努めること。 ○ 農薬や化学肥料による環境汚染の防止に努めること。 ○ 地下水の利用に際しては、過剰採取による周辺反響への影響の防止に努めること。
下水道等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共下水道整備の推進に努めること。また、下水道の整備が見込まれない区域及び下水道整備に相当の期間を要する区域（下水道事業認可区域外）にあつては、合併処理浄化槽（高度処理型合併処理浄化槽※を含む）の導入促進に努めること。 ○ 厨房、浴室、トイレ等での節水活動の普及啓発に努めること。 ○ 悪臭の発生の防止に努めること。

2 地域別環境配慮指針

地域別環境配慮指針は、本市における環境の将来像を実現するため、地域レベルで配慮すべき事項を示しています。地域環境の現状を整理し、地域に良好な環境資源が存在する場合には適切な保全及び活用が、地域の環境が損なわれている場合には改善するような配慮が必要です。

環境は、地域の社会特性や自然特性によって異なり、さまざまな変化に富んでいます。また、地域的、歴史的背景により地域活動や地域計画が推進されています。

地域の区分に当たっては、市街地（国分地区・隼人地区の市街地）と中山間地域（国分地区・隼人地区の市街地以外）の2地域に区分しました。



本市域の区分図

2-2 各地区の現状

国分地区

【自然環境】

本地区は市南部に位置し、南側で錦江湾に接しています。広大な国分平野に市街地が存在し、北に霧島連山を仰ぎ、南に桜島を望み、緑豊かな黒石岳や上野原遺跡、天降川や検校川などの清流をはじめとして、山林・海浜・溪谷・温泉などの豊かな自然環境に恵まれています。

【生活環境】

本地区の代表的な河川として、天降川、検校川があります。これらの河川の平成 29 年度における水質調査結果をみると、そのほとんどの項目が環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。

また、主要な自然とのふれあいの場のひとつである国分キャンプ海水浴場の水質調査結果は、平成 29 年度シーズン前において適（水質 AA）と判定されています。

さらに、本地区の汚水処理人口普及率は 83.6%と本市で最も高い状況にあります。

【社会環境】

本地区は、平成 25 年から平成 29 年の過去 5 年間に於いて、人口及び世帯数が最も増加した地区です。住民基本台帳人口（平成 29 年 5 月 1 日現在）によると、本地区の人口は 59,318 人であり、本市の全人口の約 47%を占めています。1 世帯当たりの人口は 2.14 人です。

本地区には、電子・機械・電気器具などの先端技術産業をはじめとした多くの企業が立地しており、本地区では工業が基幹産業となっています。



クロガネモチ[植物：モチノキ科]



国分キャンプ海水浴場
(国分下井)



「錦江湾クリーンアップ作戦」
実施状況

地区特性図 (国分地区)

2-2 各地区の現状

■ 隼人地区

【自然環境】

本地区は市西部に位置し、本地区の東部を天降川が流下して錦江湾に注いでいます。天降川流域の低地には市街地、集落、農地等が形成されており、海岸沿岸部には干拓地があります。

また、北部から南西部にかけて広がる台地及び丘陵地は、主に畑地、林地として利用されています。

なお、本地区には日当山温泉があり、古くから多くの人々に親しまれてきました。

【生活環境】

本地区の河川の水質調査は、天降川を中心として実施されています。平成 29 年度の結果をみると、水路や水門、市街地を流れる小河川などの人為的な排水の影響を直接受ける地点で環境基準の超過が目立ちます。

また、自然とのふれあいの場のひとつである小浜海水浴場の水質調査結果は、平成 29 年度シーズン前において適（水質 AA）と判定されています。

さらに、本地区の汚水処理人口普及率は 80.8%と国分地区に次いで高い状況にあります。

【社会環境】

本地区は、市内で 2 番目に人口及び世帯数が多い地区です。住民基本台帳人口（平成 29 年 5 月 1 日現在）によると、本地区の人口は 38,226 人です。平成 25 年から平成 29 年の過去 5 年間において、人口及び世帯数はともに増加しています。1 世帯当たりの人口は 2.12 人です。

本地区には、鹿児島県工業技術センターなどの研究機関とともに多くの企業が立地しています。



イチイガシ[植物：ブナ科]



隼人地区



日当山温泉（隼人町姫城）



稲荷山公園（隼人町真孝）

地区特性図（隼人地区）

2-2 各地区の現状

溝辺地区

【自然環境】

本地区は市西部に位置し、本地区の中央を錦江湾に注ぐ網掛川が流れています。本地区の北西部に位置する長尾山周辺を中心として「キリシマミドリシジミ」、「キンラン」、「ウチョウラン」といった貴重な動植物の生息・生育が確認されています。

【生活環境】

本地区の特徴として、鹿児島空港があります。鹿児島空港周辺では航空機騒音調査が実施されており、平成 29 年度はすべての調査地点で環境基準を達成しています。

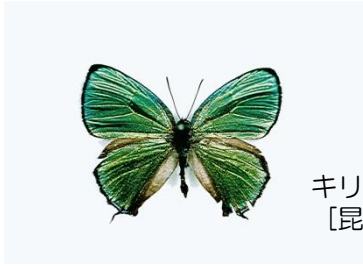
代表的な河川としては、網掛川、宇曾ノ木川等があります。これらの河川の平成 29 年度における水質調査結果をみると、人為的排水の影響を受けやすい陵南団地下流部などでは BOD が環境基準値を超過しています。

また、本地区の汚水処理人口普及率は 65.2%と本市の平均値を下回っている状況にあります。

【社会環境】

住民基本台帳人口（平成 29 年 5 月 1 日現在）によると、本地区の人口は 8,076 人です。平成 25 年から平成 29 年の過去 5 年間に於いて、人口及び世帯数はともに微減傾向にあります。1 世帯当たりの人口は 2.17 人です。

また、本地区は、鹿児島空港、九州自動車道を中心として本市の広域的な玄関口としての特徴を有しています。



キリシマミドリシジミ
[昆虫類：チョウ目]



溝辺地区



地区特性図 (溝辺地区)

2-2 各地区の現状

■ 横川地区

【自然環境】

本地区は市西端に位置し、天降川水系の上流河川である清水川、馬渡川などが流れており、これらの河川付近を中心として「アオハダトンボ」などの貴重な動物の生息が確認されています。

【生活環境】

本地区の河川の平成 29 年度における水質調査結果をみると、ほとんどの項目が環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。

また、本地区は地下水の利用率が高くなっており、平成 27 度には、本地区内の 5 つの地点において地下水調査が実施されています。この結果をみると、全地点においてすべての項目が環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。

さらに、本地区の汚水処理人口普及率は 69.4%と本市の平均値を下回っている状況にあります。

【社会環境】

住民基本台帳人口（平成 29 年 5 月 1 日現在）によると、本地区の人口は 4,234 人です。平成 25 年から平成 29 年の過去 5 年間に於いて、人口及び世帯数はともに減少傾向にあります。1 世帯当たりの人口は、平成 27 年以降 2.00 人を下回っており、平成 29 年 5 月 1 日現在、1.95 人です。

本地区の基幹産業は農業であり、平地が少ないことから大規模農業の振興は困難ながらも、環境保全型農業に対する取組などが行われています。

本地区の憩いの場としての丸岡公園や歴史的な文化財も多く点在しています。



丸岡公園（横川町上ノ）



天降川源流（横川町山ヶ野）



地区特性図（横川地区）

2-2 各地区の現状

■ 牧園地区

【自然環境】

本地区は市北部に位置し、大浪池や広大な山林を有する霧島錦江湾国立公園、霧島温泉郷などの自然資源が豊富です。貴重な動植物についても、霧島山系を中心として非常に多くの種の生息・生育が確認されています。

河川については、天降川水系の上流河川である中津川、石坂川、万膳川などが流れており、気候は標高により差があるものの全般的に冷涼です。

また、本地区の森林は、平成19年3月に鹿児島県内では初めて「森林セラピー基地」の認定を受け、「霧島市森林セラピー推進協議会」において、温泉や音楽などと融合した本市独自の「癒(いや)しのふるさと」づくりに取り組んでいます。

【生活環境】

本地区の河川の水質調査は、中津川、石坂川などにおいて調査が行われています。平成29年度の結果をみると、ほとんどの項目が環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。

また、本地区の汚水処理人口普及率は64.1%と本市の平均値を下回っている状況にあります。

【社会環境】

住民基本台帳人口（平成29年5月1日現在）によると、本地区の人口は6,931人です。平成25年から平成29年の過去5年間において、人口及び世帯数はともに減少傾向にあります。本地区の1世帯当たりの人口は、市内で最も少なく1.82人です。

本地区は温泉資源の豊富な観光地「霧島」として定着しており、県内外や外国から観光客が訪れています。宿泊施設も多く、夏季はキャンプ場もにぎわいます。

本地区は冷涼な気候条件を活かした農業が盛んであり、環境保全型農業の振興が図られています。



大浪池（牧園町高千穂）



小谷川上流渓谷
（牧園町高千穂）



ノカイドウ[植物：バラ科]



地区特性図（牧園地区）

2-2 各地区の現状

霧島地区

【自然環境】

本地区は市北東部に位置し、自然林及びそこに生息する多様な生物、温泉資源など豊かな自然資源に恵まれています。貴重な動植物についても、霧島山系を中心として非常に多くの種の生息・生育が確認されています。

河川については、天降川水系の上流河川である霧島川、手籠川などが流れており、気候は標高により差があるものの全般的に冷涼です。

【生活環境】

本地区の河川の水質調査は、手籠川、霧島川、狩川などにおいて調査が行われています。平成 29 年度の結果をみると、ほとんどの項目が環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。

また、本地区の汚水処理人口普及率は 53.9%と本市で最も低い状況にあります。

【社会環境】

住民基本台帳人口（平成 29 年 5 月 1 日現在）によると、本地区の人口は 4,758 人です。平成 25 年から平成 29 年の過去 5 年間に於いて、人口及び世帯数はともに減少傾向にあります。1 世帯当たりの人口は、平成 27 年以降 2.00 人を下回っており、平成 29 年 5 月 1 日現在、1.92 人です。

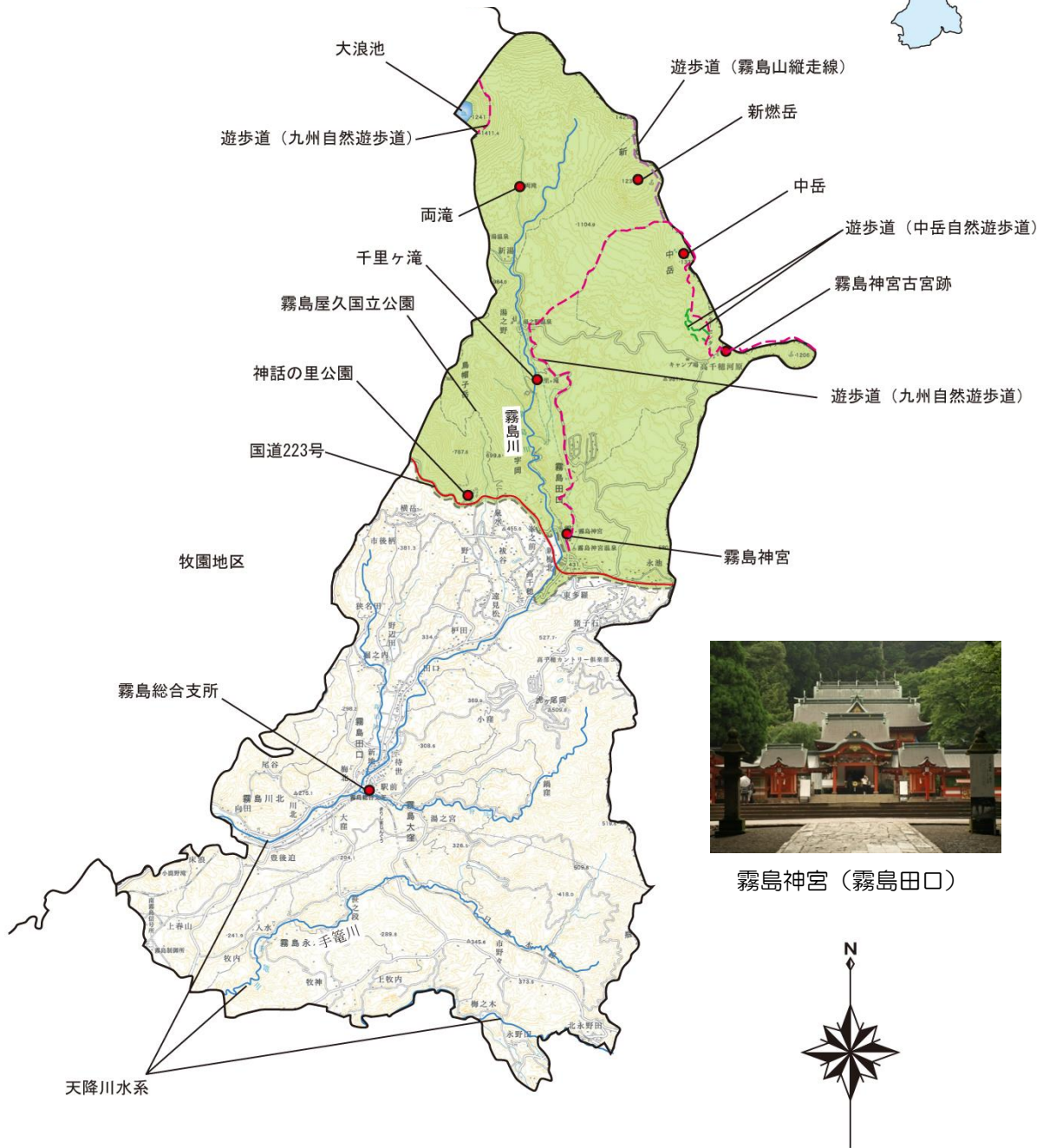
本地区は「米・畜産・茶」などの農業と霧島神宮及びその周辺の自然資源や歴史・文化資源を活用した観光が基幹産業となっています。観光については、霧島錦江湾国立公園に指定されている雄大な自然や、霧島神宮をはじめとした史跡、テーマパーク的要素を有する神話の里公園などがあります。農業については、本地区の冷涼な気候条件を活かした農業が盛んであり、環境保全型農業の振興が図られています。



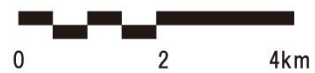
神話の里公園（霧島田口）



オガタマノキ[植物：モクレン科]



霧島神宮（霧島田口）



地区特性図（霧島地区）

2-2 各地区の現状

福山地区

【自然環境】

本地区は市南部に位置し、西側に錦江湾が位置しています。海岸地帯は年平均気温が18℃程度と温暖であり、みかんや酢づくりが行われています。台地・丘陵地帯は年平均15℃程度であり、志布志湾に注ぐ菱田川の源流地となっています。

なお、本地区においては、「ギンイチモンジセセリ」、「大隅半島北西部のススキ草原」といった貴重な動植物の生息・生育が確認されています。

【生活環境】

本地区の河川の水質調査は、菱田川水系を中心として実施されています。平成29年度の結果をみると、人為的な排水の影響を直接受ける地点では環境基準の超過が目立ちます。

また、本地区の汚水処理人口普及率は68.6%と本市の平均値を下回っている状況にあります。

【社会環境】

住民基本台帳人口（平成29年5月1日現在）によると、本地区の人口は2,736人です。平成25年から平成29年の過去5年間において、人口及び世帯数はともに減少傾向にあります。1世帯当たりの人口は、平成26年以降2.00人を下回っており、平成29年5月1日現在、1.90人です。

本地区の産業は農業が主体であり、沿岸部では、温暖な気候を利用した果樹（温州みかん、錦江パール）栽培と天然米酢の製造が行われており、高原地域では、鹿児島黒牛の生産を中心とした畜産や高冷地野菜の栽培が盛んです。

なお、本地区には、鹿児島県指定の天然記念物である「福山のイチヨウ」があります。



ギンイチモンジセセリ
[昆虫類：チョウ目]



福山地区



福山のイチョウ (福山町福山)

地区特性図 (福山地区)

2-3 地域別環境配慮指針

市街地における環境配慮指針

分野	環境配慮指針
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「霧島市天降川等河川環境保全条例」等の条例や関連法令に基づき、錦江湾や河川等の水辺の自然を保全します。 ○ 自然保護に関する各種行事や環境学習等を通して、地域の自然に対する市民・事業者の自然保護意識の向上を図ります。 ○ 緑地や公園の整備を計画的に進めます。また、市民と協働した維持管理体制の充実に努めます。
地球温暖化・ 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭や事業所における節電やエコドライブなどの省エネ活動の定着を図ります。 ○ 本市の自然環境、生活環境、景観等に配慮した再生可能エネルギーの導入を推進します。 ○ 自転車、徒歩などのそれぞれの特性を最大限に活かしながら公共交通機関の機能強化などを図り、公共交通機関の利用を促進します。 ○ 公共施設や沿道の緑化に努めるとともに、市民の緑化活動を支援します。 ○ 霧島市環境保全協会等と協力・連携して、4R の啓発や実践に向けた取組に関する情報の提供に努めます。 ○ ごみの適正排出を推進するため、分別排出の促進に関する啓発を行うとともに、分別収集活動の支援に努めます。
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業場から排出される悪臭物質については、臭気指数規制の周知や適切な指導を行うとともに、事業活動や市民の日常生活に起因する悪臭の発生防止に関する啓発に取り組みます。 ○ 下水道整備や合併処理浄化槽の普及促進・適正管理など、地域の実情に応じた排水処理を推進します。 ○ 「霧島市天降川等河川環境保全条例」を適切に運用することにより、地域を流れる河川の水環境の保全に努めます。
環境学習・ 環境保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭や職場との連携、地域活動等を活用するなど、あらゆる機会を通じて地域における環境美化・環境保全の意識の向上を図ります。 ○ 環境問題に関する知識を持った人材（環境学習ボランティア）の発掘・育成に努め、社会教育・学校教育などで積極的に活用します。

2-3 地域別環境配慮指針

中山間地域における環境配慮指針

分野	環境配慮指針
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林の多面的な機能を維持・増進するため、森林を適切に管理します。 ○ 各種事業の実施に際しては、「事業別環境配慮指針」に基づき、計画段階で貴重な自然の改変を予測、回避し、自然環境の保全に努めます。 ○ 自然保護に関する各種行事や環境学習等を通して、地域の自然に対する市民・事業者の自然保護意識の向上を図ります。 ○ 天然記念物や希少な野生生物を保全します。 ○ シカ等の鳥獣による生態系への影響を軽減するため、国・県と連携を図りながら、鳥獣の適正個体数の管理を行います。 ○ エコツーリズムや、霧島ジオパークの教育的活用を推進します。
地球温暖化・ 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林が有する二酸化炭素の吸収・固定機能を維持・増進するため、森林の適切な管理を実施します。 ○ 本市の自然環境、生活環境、景観等に配慮した再生可能エネルギーの導入を推進します。 ○ 霧島市環境保全協会等と協力・連携して、4R の啓発や実践に向けた取組に関する情報の提供に努めます。 ○ 不法投棄防止に係る周知啓発やパトロール等を実施するとともに、関係機関との連携を図り、不法投棄を防止します。 ○ ごみの適正排出を推進するため、分別排出の促進に関する啓発を行うとともに、分別収集活動の支援に努めます。
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水源かん養林を保全し、地下水のかん養を促進します。 ○ 下水道整備や合併処理浄化槽の普及促進・適正管理など、地域の実情に応じた排水処理を推進します。 ○ 「霧島市天降川等河川環境保全条例」を適切に運用することにより、地域を流れる河川の水環境の保全に努めます。 ○ 山岳景観、河川景観、海岸景観などの自然景観の保全や形成に努めます。
環境学習・ 環境保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然体験学習会の開催や農業体験など、体験型の環境学習を推進します。 ○ 環境問題に関する知識を持った人材（環境学習ボランティア）の発掘・育成に努め、社会教育・学校教育などで積極的に活用します。

第6章 計画の推進

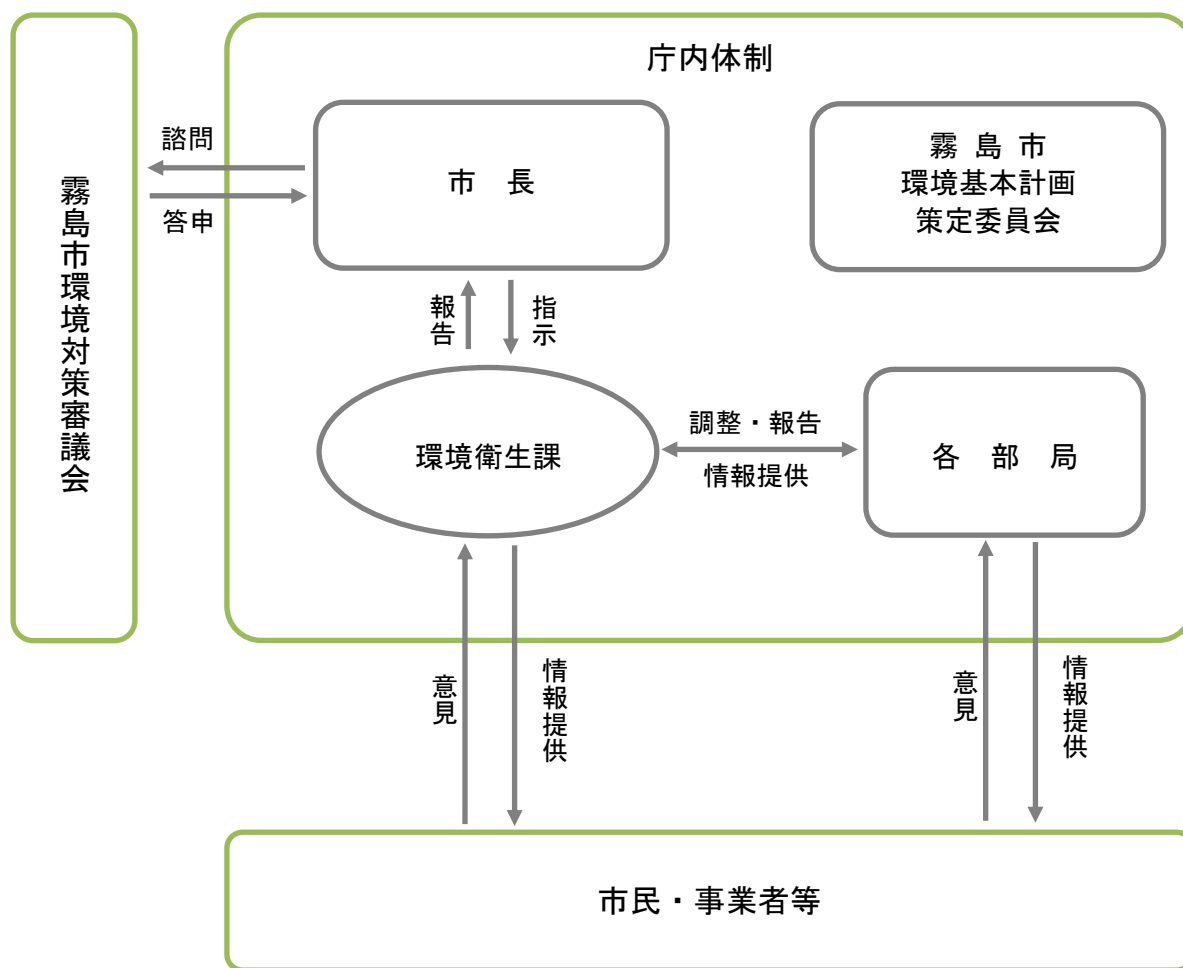
- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

1 計画の推進体制

本市の目指す環境像の実現を最終目的として、本計画の着実な推進を図るためには、市民、事業者、市がそれぞれの立場でお互いの役割を理解するとともに、自らできること、なすべきことを自覚して行動することが重要となります。

本計画の推進に向けた組織体制は下図のとおりであり、庁内各部局の代表者で構成される「霧島市環境基本計画策定委員会」において、本計画の進行状況や見直すべき事項等についてのデータ把握と調整を図ります。

また、事務局が中心となって計画の進行管理を行い、計画の推進に反映していきます。



2 計画の進行管理

本計画を効果的に推進していくためには、計画に定めた施策を着実に実践し、その進捗状況や目標に対しての達成度について把握・検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う必要があります。

そこで、本計画では、PDCAサイクルを活用し、計画の進行管理を行います。このPDCAサイクルは、単年を基本単位としますが、目標の達成状況や施策の進捗状況、社会状況の変化に対応するため、5年後の平成34年度（2022年度）に見直しを行います。

P：PLAN（プラン）＝計画

第3章の「基本施策」及び第4章の「重点施策」で取りまとめた施策に関する事業内容を検討します。

D：DO（ドゥ）＝実施・運用

本計画に基づき、関係課が連携し、施策・事業を実施します。

C：CHECK（チェック）＝点検・評価

施策の進捗状況や目標の達成を把握し、評価します。

A：ACTION（アクション）＝見直し

点検・評価の結果をもとに施策・事業の見直しを行い、次年度以降の施策・事業に反映させます。

なお、PDCAサイクルを運用する中で、進捗が芳しくない施策については、問題点を明らかにし、解決策、軌道修正策を講じるなど、適切な対応を行います。また、施策に優先順位をつけた上で、目標を達成するための最適な方法を検討し、限られた財源を有効に活用することにより、環境の保全・改善につなげていきます。

